

新見市教育委員会 5月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和8年5月20日（水） 午後2時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

|       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 後 藤 秀 則 |
| 職務代理者 | 松 井 健 一 |
| 委 員   | 溝 尾 妙 子 |
| 委 員   | 長 谷 川 綾 |
| 委 員   | 三 上 ゆ み |

4 欠席委員の職・氏名

なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 教育部長    | 岩 井 等 司 |
| 生涯学習課長  | 三 村 真 司 |
| 学校教育課長  | 高 木 亮 彦 |
| 教育連携推進課 | 掛 屋 正 美 |
| 教育総務課長  | 忠 田 真   |

6 記 録

午後2時00分 着 席

（令和8年5月20日（水）午後2時00分から午後3時20分）

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 忠田課長 | （新見市教育委員会 4 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。） |
|------|-------------------------------------------|

|       |                |
|-------|----------------|
| 後藤教育長 | 前会会議録は承認と決めます。 |
|-------|----------------|

## 4 教育長報告

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 後藤教育長 | （前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。） |
|-------|---------------------------------|

## 5 事務局報告

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 各事務局員 | （教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。） |
|-------|-----------------------------------------------|

## 6 議 事

### 議案の部

#### 議第 2 9 号 令和 8 年度新見市教育行政の重点目標について

|       |               |
|-------|---------------|
| 後藤教育長 | 続きまして議事に移ります。 |
|-------|---------------|

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 最初に議案第 2 9 号、令和 8 年度新見市教育行政の重点目標について説明をお願いします。 |
|------------------------------------------------|

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 忠田課長 | それでは教育総務課から、議第 2 9 号、令和 8 年度新見市教育行政の重点目標についてご説明をさせていただきます。お手元に「新見市の教育」をお配りしておりますのでご確認いただければと思います。また意見書ということで、皆様からのご意見等に対する対応をまとめたものを合わせてお配りしておりますのでご確認いただければと思います。令和 8 年度の「新見市の教育」につきましては、3 月下旬に素案を作成し、委員の皆様方に 4 月 1 5 日を締めとしてご意見をいただくこととしておりました。その後、ご意見に対しますこちらの考え方、対応等を検討させていただき、皆様方のご意見を反映させていただきました素案を 5 月 1 3 日にメールでお送りをさせていただき、ご確認をいただいているところでございます。本日お配りしております資料につきましては、修正後の素案を最終的な案として提示をさせていただいているものでございます。なお、黄色の網掛けの箇所が委員の皆様方からのご意見を反映させていただいた箇所となっております。 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

す。

本日の会議におきましてご意見等ございましたら、お願いできればと思っております。また、本日この会でご承認いただければと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

後藤教育長

何か質疑はございますでしょうか。

松井職務代理

事前にメールで送っていただいたので、それを見ていたのですけれども、おおむね意見が反映された内容になっているので、もうこれ以上の修正について求めるということではないのですけれども、13番の項目で15ページの下の3行目の『「学習活動に必要な」は必要なのですか』と意見を出させていただきました。それについての回答が、『学習は学校の教科内容を学ぶというものではない』と。これはもうそのとおりでだろうと私も思っているのですけれども、ここで私が学習活動に必要なのではないかと思ったのは、図書館の資料というのは必ずしも何であれ、学習というあるいは習得するものというだけの意味合いではなくて、読書というのは、本を読むということは楽しいものなのだと。楽しみの読書ということを、この後の「子ども読書活動推進計画」の項にありますけれども、そういったことを広めていくことは大事だと思うので、図書館で整備する資料というのは、教科の学習というわけではなくて、社会活動に必要なマナーやそういったようなものを学習するという意味でもなくて、もっと子どもも大人も読書を楽しむ、本を読むということは楽しいことなのだとということを、公共図書館は率先して市民に広めていくという役割を持つべきではないかと考えて、このような提案をさせていただきました。今回、そのことについて十分に意図が伝わってなかったようで、これ以上の修正は必要ないと思えますけれども、私がここで申し上げたかったのはそういう意味だにご理解いただけたらと思います。

それから、そのすぐ下の『人権教育から、LGBTQや国籍が外されたのはなぜか』という問いに対して、記述を簡略にするためという回答をいただいている、それはそれで結構かと思うのですけれども、最近の風潮として、世界のリーダーと言われるような方が世界には男性と女性しかいないというような発言をしてみたり、あるいは、世界各国で移民排斥というような風潮が強まっている中で、LGBTQとか、それから国籍による排外的な動きとか、そういったものについてはやはり、より一層注意を喚起していく必要がある世の中だというふうに感じています。記述を戻すという意味ではなくて、今後もそういう啓発活動を教育委員会として、必要に応じて進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

後藤教育長

貴重なご意見ありがとうございました。

各委員

それでは外にございますか。

(なしの声)

後藤教育長

無いようですので、議第 29 号については承認とさせていただいてよろしいですか。

各委員

(はいの声)

忠田課長

それではご承認いただきましてありがとうございます。

今回ご承認をいただきましたので、公表等の手続きを進めてまいりたいと思います。昨年度からこれにつきましては、ペーパーレス化を推進するという観点から P D F データのみで配信をさせていただいておりますが、委員の皆様方にはデータが整いしだい P D F データの送信に加えて、別途一部紙ベースでもお送りさせていただきたいと思っております。また公表の時期でございますけれども、6 月の中旬ごろに市のホームページで公表をさせていただくとともに、6 月 24 日開催予定の議会の文教福祉常任委員会におきまして、委員の方にデータで配布をさせていただく予定にしたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。ご承認ありがとうございます。

後藤教育長

それでは事務局の説明のとおりでよろしく申し上げます。改めて、議第 29 号については承認とさせていただきます。

#### 協議・報告の部

##### 協第 3 号 第 4 次新見市子ども読書活動推進計画について

後藤教育長

続きまして、協議・報告の部に移ります。

協第 3 号、第 4 次新見市子ども読書活動推進計画について説明をお願いします。

三村課長

協第 3 号、第 4 次新見市子ども読書活動推進計画についてでございます。

先般、皆様のところにご意見を伺うご案内をさせていただきまして、それぞれの委員様からご意見をいただきました。そのご意見に対します考え方でありますとか、対応についてまとめたものを 1 枚、修正案ということで付けさせていただいております。この内容に問題がなければ、この素案を推進活動の正式な形で 6 月中に決裁をとりまして、策定をしたいと考えております。

後藤教育長

質疑がございますか。

松井職務代理

これについても先ほどのものと同様、いろんな提案を反映していた

だいて、修正等が加えられているので、これで良いかと思うのですが、  
ども1点だけ。2ページ目の一番上の家庭地域のところなのですが、  
ども、スマホをやる、それから、パソコンの家庭での使用状況とい  
いますか、メディアリテラシーの重要性というのは昨今言われておりま  
して、家庭での特にスマホ漬けといったような状況が問題となってい  
て、私の書き方が悪かったのかもしれませんが、利用制限というよ  
うな書き方をしてしまったので、良くなかったかなと反省はしていま  
すけれども、家庭で学習に必要なパソコンやスマホ利用などというの  
は当然あってしかるべきかと思うのですけれども。それが過度にスマ  
ホやパソコンなどへの依存というか、そういったものが続いている状  
況に対しては、やはり家庭で話し合っただけでその使用のルールを決めるだ  
とか、あるいは、子ども同士もそういったような会議を開いていくと  
いう動きがあるように、何らかの規制という言い方はおかしいのかも  
しれませんけど、子ども内でルールをもって使用していくというこ  
とは必要だし、そういった中で、家族全体で空いた時間というか、生  
み出された時間を読書などに使っていくというのがいいのではないか  
と思って、そういう教育での動きに合わせて家庭での読書活動を推  
進していくというようなことが大事なのではないかなと考えて、この  
ような意見を出させていただきました。それに対する回答が、ICT教  
育を推進しているので、パソコンの利用制限取組よりはデジタル社会  
に対応した読書環境の整備というのが、少し引っかかったというか、  
これ自身の訂正という意味ではないです。ICT教育を進めていくと  
いうことと、家庭でのスマホ依存を何とか克服していこうという意図  
は何ら対立するものではないし、そしてデジタル図書であれ、紙の図  
書であれ、文章を読む、あるいは文章に接することの喜びを家庭内  
で推進していくということは何ら対立するものではないと思ってい  
ますので、ぜひそういう活動になるように、市立図書館を中心にして  
進めていただきたいなと思っています。

後藤教育長

貴重なご意見ありがとうございました。こういうご意見も校長会等  
で、今後反映していきたいなと思っております。

外にございますか。

三上委員

2ページのところで、市立図書館に大学は入りますか。

岩井部長

大学の図書館につきましては、新見市が設置している図書館で管理  
を大学にお願いしているということで、一応この図書館の中に入ると  
認識しております。

三上委員

2ページ、12ページの方も、「市立図書館とは」というところで、

|       |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 中央と大佐と神郷、哲西、哲多なのですが、大学は入らないですか。                                                                                                                                     |
| 岩井部長  | 大学の図書館については、ほとんどが専門図書だという認識で私はおります。ここに対しては、市民に広くということになりますので、本来なら委員さんが言われる大学の図書館も入れるべきだとは考えておりますが、今回はそこを外させていただいたというように認識していただければと思います。                             |
| 後藤教育長 | よろしいですか。                                                                                                                                                            |
| 三上委員  | はい。                                                                                                                                                                 |
| 長谷川委員 | 今の件に関してですが、夏の読書のスタンプラリーに大学の図書館も入っているのですが、それは関係ないですか。先ほどの「新見市の教育」で、私は意見書の中でも出したのですが、16番のところに『新見公立大学付属図書館の名前も加えたらどうか』と意見を出して、ここでは加えていただいているのですが、そのあたりはどうなのでしょうか。      |
| 三村課長  | 先ほどの三上委員と長谷川委員とのご意見の中で捉え方の齟齬がある点でございますが、議第29号で協議いただいた「新見市の教育」の素案の中には、ご指摘があった公立大学の図書館を加えさせていただいております。「子ども読書活動推進計画」につきましては、改めて、先ほどのご指摘のあった件を検証して、検討させていただきたいと思っております。 |
| 後藤教育長 | ちょっと預からせてもらうという形でよろしいか。協第3号についてはですね、承認を取らなくてもいいのですが、また後日ご回答ということで、預からせていただく形にさせていただきます。よろしいでしょうか。                                                                   |
| 各委員   | (はいの声)                                                                                                                                                              |

報第10号 新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について

報第11号 新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について

報第12号 新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

後藤教育長 それでは続いて報に移ります。

報告の部、第10号、新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱について説明をお願いします。

高木課長 学校教育課が報第１０号、１１号、１２号につきましても、説明を  
させていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

高木課長 それでは報第１０から１２号までにつきまして、資料をご覧いただ  
ければと思います。委員の委嘱等につきましては、本年３月の定例会  
ですでに承認をいただいているところでございます。その後、人事異  
動等によりまして空欄となっていたところの氏名でありますとか、役  
職でありますとか、そういったところが確定できましたのでこの会で  
報告をさせていただいているものです。

まず、報第１０号、新見市キャリア教育推進協議会委員の委嘱につ  
いては、別紙のとおりでございます。皆様に１年間、キャリア教育推  
進に係る成果や課題の共有、学校への支援体制等をご協議いただく予  
定としております。

報第１１号、新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱についてで  
ございます。こちらにつきましても新規の方を含めまして１９名の委  
員の方に委嘱をすることとしております。１９名の委員の方には年２  
回支援委員会を開催しまして、児童生徒の就学についての判定ですと  
か判別をご審議いただく予定としております。

最後に、報第１２号、新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱  
についてでございます。異動等の関係で３月の定例会では、ナンバー  
１の委員さん、それから１１の委員さんについてはすでに承認をいた  
だいたところですけど、このたびの異動等含めまして、そこに記載  
のある残り９名の方のお名前、役職を入れさせていただいております  
ので報告いたします。

報第１０号、それから、１１号、１２号につきましても報告は以上  
でございます。

後藤教育長 それでは、報第１０号から１２号までを説明いただきましたが、こ  
の３つについてご質疑ございますか。よろしいですか。

各委員 (はいの声)

報第１３号 令和８年度コミュニティ・スクール設置状況について

後藤教育長 それでは続いて報第１３号、令和８年度コミュニティ・スクール設  
置状況について説明をお願いします。

高木課長 報第１３号、令和８年度コミュニティ・スクール設置状況について  
でございます。資料の１ページから４ページには、今年度、各小中学校  
における学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの委員

|                                         |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         | <p>として学校長から推薦された方を一覧にさせていただきます。この一覧表のお名前が記載されている皆様を委員として委嘱しまして、ご意見をちょうだいしながら学校運営を進めていくこととなります。報告につきましては以上でございます。</p>                                                                               |
| 後藤教育長                                   | <p>何か質疑はございますか。</p>                                                                                                                                                                                |
| 各委員                                     | <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                      |
| <p>報第14号 新見市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について</p> |                                                                                                                                                                                                    |
| 後藤教育長                                   | <p>それでは第14号、新見市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について説明をお願いします。</p>                                                                                                                                               |
| 三村課長                                    | <p>報第14号、新見市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱についてでございます。別紙をご覧ください。19名の方に委員として委嘱をさせていただいているのですが、任期が7年4月1日から9年3月31日までの2年間で委嘱をしております。令和8年4月1日の人事異動あるいは各種団体の役員の交代によりまして、6名の方を残任期間として、新たに委嘱することとしておりますのでご報告いたします。</p> |
| 後藤教育長                                   | <p>質疑はございますか。</p> <p>無いようですので、協議・報告の部を終わります。</p> <p>以上で議事を終了したいと思います。</p>                                                                                                                          |
| <p>7 閉 会</p>                            |                                                                                                                                                                                                    |
| 後藤教育長                                   | <p>5月定例教育委員会をこれで閉会します。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                  |
| (閉会時刻)                                  | <p>(午後3時20分)</p>                                                                                                                                                                                   |